

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の船員保険被保険者資格の取得日は昭和19年9月1日、喪失日は20年8月16日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年9月から20年3月までは85円、同年4月から同年7月までは120円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間において、戦時加算の該当船舶であるA事業所B船舶に乗船していたことが認められることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から20年8月16日まで

年金事務所に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、B船舶に乗船していたと記憶しているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、B船舶に乗船しており、船上で終戦を知った。終戦と同時にC港で下船した。」としているところ、B船舶に係る申立人の記憶は、詳細かつ具体的であり、文献の記録とも一致している。

また、D事業所を船舶所有者とするA事業所B船舶に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳を確認したところ、被保険者資格の取得日が昭和19年9月1日で、20年4月1日及び21年4月1日に標準報酬等級を変更した記録があり、被保険者資格の喪失日は記載されていない。

さらに、A事業所の後継事業所であるE事業所も、申立期間当時の資料は残っていないと回答している。

加えて、上述の船員保険被保険者名簿において、被保険者の資格喪失日が確認できない者が申立人を含めて多数存在していることから、社会保険事務所

(当時)において、当該被保険者名簿の記録の管理が適正に行われていたとは考え難い。

なお、F省が保管する戦時加算該当船舶名簿によれば、A事業所B船舶について、申立期間を加算区域航行期間とする旨が記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和19年9月1日、喪失日に係る記録を20年8月16日とし、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者台帳及び被保険者名簿の記録から、昭和19年9月から20年3月までは85円、同年4月から同年7月までは120円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船舶所有者における資格取得日に係る記録を昭和35年8月27日、資格喪失日に係る記録を37年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35年8月から同年12月までは6,000円、36年1月から同年12月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月27日から37年1月21日まで

年金事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、船員手帳にはA船舶所有者のB船舶で船員として勤務していた記録があるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳により、申立人は、A船舶所有者のB船舶に甲板員として昭和35年8月27日に雇入れ、37年1月20日に雇止めの記録が確認できる。

また、上述の船員手帳により、申立人は、A船舶所有者のB船舶に甲板員として昭和32年5月7日に雇入れ、34年11月30日に雇止めの記録も確認でき、オンライン記録から、当該期間は船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る船員手帳に記載されている元船長は、「申立人は甲板員としてB船舶に乗っていた。申立人の船員手帳に同船舶での乗船記録があれば船員保険も加入しているはずだ。」と証言しており、オンライン記録から、当該元船長は申立期間についてA船舶所有者の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立期間の全部又は一部期間についてA船舶所有者の被保険者となっていることが確認できる複数の元船員は、「申立人と自分は甲板員としてB船舶に乗っていた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A船舶所有者のB船舶に乗船勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事していた複数の元船員の標準報酬月額の記録から、昭和35年8月から同年12月までは6,000円、36年1月から同年12月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年8月から36年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成18年6月は16万円、同年7月は18万円、同年8月は16万円及び同年9月から19年1月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日から19年2月1日まで

A事業所における標準報酬月額は、給与明細で確認できる総支給額及び社会保険料額と比較して低いことが分かったので、給与明細において確認できる総支給額及び社会保険料額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立事業所が提出した賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与総支給額から、申立期間のうち、平成18年6月は16万円、同年7月は18万円、同年8月は16万円及び同年9月から19年1月までの期間は20万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成18年6月1日の被保険者の資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、事業主が届け出た報酬月額は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合うものであることが確認できることから、事業主

は、賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月30日から55年1月1日まで
② 昭和55年1月5日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A事業所に昭和54年12月31日まで継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和54年11月のオンライン記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和55年1月1日とすべきところ、54年12月30日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保

険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、B事業所の回答及びB事業所が提出した労働者名簿から、申立人は、申立期間②においてB事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録から、B事業所は、昭和 55 年 7 月 1 日に任意包括適用事業所として厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認できる。

また、B事業所の事業主は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立人を含め従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間②当時、B事業所で一緒に勤務していたと記憶する複数の同僚も、当該期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年11月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12年11月から13年9月までは30万円、同年10月から14年9月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年6月26日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から15年6月26日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が引き下げられていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年11月から13年9月までの期間及び同年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、それぞれ30万円、32万円と記録されていたところ、13年10月31日付けで、同年同月の定時決定を取り消した上で、12年11月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の事務担当者は、「申立期間当時、事業主が体調を崩したこともあり、社会保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、従業員の標準報酬月額を遡って減額修正することを助言された」と聞いてい

る。」と証言している上、A事業所の滞納処分票により、申立期間当時、保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、複数の同僚についても、申立人と同様に平成13年10月31日付けで、標準報酬月額の変及訂正処理が行われていることが確認できるほか、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月31日付けで行われた変及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該変及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た12年11月から13年9月までは30万円、同年10月から14年9月までは32万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該変及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成14年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については変及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成14年10月から15年5月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録では9万8,000円とされているところ、申立人が提出した給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立人は標準報酬月額の変及について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、30万円に訂正することが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げて保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年6月まで

私は、大学生の頃は国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付していなかった。就職後に学生時代の未納保険料の納付書が一度に郵送されて来たので、家族と相談した結果、保険料は両親が負担してくれることになり、一括では納付できなかったため、母親が、送られて来た納付書を用いて1か月ごとに金融機関で納めてくれたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人の同記号番号は平成8年7月に払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入し、20歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、オンライン記録から、申立期間直後の平成6年7月分の国民年金保険料は、上記国民年金加入後の8年8月2日に遡って納付されたことが確認でき、同納付時点で、申立期間の全ては既に時効（平成6年6月分は8年8月1日まで納付可能）のため、遡って保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の母親は、届いた納付書を用いて月々納付したと述べているところ、オンライン記録上も、ほぼそのように申立期間後の保険料を納付していたことが確認できるものの、遡って納付した保険料の合計金額や納付した回数については覚えていないとしていることから、申立人に対して発行された納付書に申立期間が含

まれていたものと推認することも困難である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1584

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月まで

私の国民年金の加入手続や保険料納付などは全て他界した母が行っていた。私が退職した昭和 49 年 4 月から国民年金に加入し、両親と私の 3 人分の保険料を母が納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母も既に他界しており、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人の国民年金加入手続は昭和 51 年 10 月頃に行われたものとみられ、この時、49 年 4 月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、申立人の母が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）から、申立期間直後の昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料は 52 年 12 月に遡って納付されたことが確認できるが、同納付時点で申立期間は全て時効であり、遡って保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人は、申立人の母から保険料の納付の詳細について聞かされておらず、申立人の母が申立期間についても遡って納付したとの推認ができるまでには至らない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）でも申立期間の保

険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い。

このほか、申立人の母が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 8 月 26 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、申立期間も A 事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は申立期間中の昭和 45 年 4 月 26 日に被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人は A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 45 年 8 月 26 日）よりも前から当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が記憶する同僚及び申立期間中に A 事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは、申立人の申立期間における勤務状況に係る証言を得ることができなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、昭和 45 年 9 月 18 日付けで、申立人に対して、同年 8 月 26 日を資格取得日とする厚生年金保険の被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務を担当していたとする者とも連絡が取れないため、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立期間について、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 21 日から 45 年 6 月 2 日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和 45 年 7 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2188 (事案 195 及び 1446 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月 1 日から 31 年 1 月 30 日まで
(A 事業所)
② 昭和 31 年 2 月 18 日から 34 年 12 月 23 日まで
(B 事業所)
③ 昭和 34 年 12 月 23 日から 35 年 2 月 1 日まで
(C 事業所)

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間①は A 事業所、申立期間②は B 事業所、申立期間③は C 事業所に勤務し、給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、i) A 事業所及び B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、C 事業所が適用事業所となった日から昭和 35 年 2 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を確認したが(申立人が昭和 35 年 2 月 1 日に資格を取得した記録以外に)、申立人の氏名は見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間当時、同僚の職工と同じ職場で働いていたと主張しているが、当時の複数の同僚の証言は、申立人の主張を否定する証言で一致していることから、既に平成 20 年 10 月 23 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、新たな資料として、「会社の慰安旅行の写真」のコピー、「土地売渡証書」の写し及び元経理担当者の証言書を提出し、再申立てを

しているが、i) 「会社の慰安旅行の写真」から、申立人が会社の慰安旅行に参加したことは確認できるものの、申立人が、職場の一従業員として慰安旅行に参加したことまではうかがえないこと、ii) 「土地売渡証書」の写しについて税務署に照会したが、申立人がA事業所、B事業所及びC事業所で賃金を得ていたか、回答を得ることができなかったこと、iii) 証言書について、証言書を作成した元経理担当者に申立人の勤務内容と給与の支給状況について確認したところ、「申立期間①、②及び③に申立人が工員として勤務し、給与を支給されていたかは不明である。」と回答したことから、申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に平成22年12月24日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、i) 元従業員の「入社した日に係の者から、社長以下、全従業員が年金に加入しているとの説明を受けた。また、自分の隣人は、申立人が勤務していたのを見たと言っていた。」とする証言書、ii) 別の元従業員の「申立人が作業着で働いているのを見た。」とする証言書、iii) 前述の元経理担当者の「申立人が勤務し保険料を控除されていた。」とする証言書、iv) 申立人の「入社した翌月から保険料を控除されていた。」とする意見書を提出し、再度申し立てている。

しかし、i) 前者の元従業員は、「勤務したのは昭和20年から22年までのため、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の取扱いについては分からない。また、隣人に、申立人が働いていた時期について確認したが、昔のことで覚えていない、と言われた。」と回答している。ii) 後者の元従業員は、「申立人は、工場のゴミを集める等、仕事を手伝っていた。ただし、申立人が従業員として申立期間①、②及び③に勤務していたかについては分からない。」と回答している。iii) 元経理担当者は、「私が勤務していた期間に、申立人も勤務し保険料を引かれていた期間があるが、申立期間①、②及び③であったか分からない。」と回答している。iv) 申立人の意見書に、初給料を手渡された時、D職から、「A事業所は入社した翌日より保険料を引いた残りのお金を渡すので承知してください。」と言われた、との記述があったため、D職であったとする者を確認したが、既に亡くなっており、証言を得ることはできない。

申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 23 日から 54 年 9 月 27 日まで
ねんきん定期便によれば、A事業所（現在は、B事業所）での厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日が昭和 53 年 9 月 23 日となっているが、1年以上勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が提出した申立人に係る個人カードによれば、申立人は、昭和 53 年 9 月 22 日に一身上の都合によりA事業所を退職したことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA事業所における離職日は昭和 53 年 9 月 22 日であることが確認できる。

さらに、B事業所は、「個人カードに記載された退職日以降の期間について、厚生年金保険料を控除し続けることはあり得ない。仮に、社員からアルバイト勤務に変更となった場合でも、厚生年金保険には加入しないため給与から保険料を控除することは無い。」と回答している。

加えて、A事業所の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の被保険者資格の喪失日（昭和 53 年 9 月 23 日）はオンライン記録と一致している上、昭和 53 年 10 月 7 日に社会保険事務所（当時）は、当該受付処理を行っていることが確認でき、当該資格喪失日が遡及して処理されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2190 (事案 810 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 12 月 1 日から 20 年 8 月 31 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、私は脱退手当金を受給した記憶は無く、納得がいかないので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に対しては、いわゆる短期脱退手当金が支給されたこととされているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が受給したとされる脱退手当金の支給対象となった厚生年金保険被保険者期間と同じ月数、当該脱退手当金の計算上の支給金額を1銭の位で四捨五入した金額、オンライン記録において申立人の当該脱退手当金の支給決定日として記録されている年月日と同じ年月日、当該脱退手当金の支給根拠となる該当条文等の具体的な記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給した記憶が無く、受領の署名等が無いのに支給された記録となっており納得がいかないとして、再申立てをしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 9 日から同年 6 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間もC事業所で働いていたことは間違いないので、申立期間をA共済組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書、雇用保険の記録及びD事業所（C事業所が名称変更）の回答から、申立人が申立期間においてC事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の給料支払明細書によれば、申立期間について、給料からの健康保険料の控除は確認できるが、A共済組合の掛金の控除は確認できない。

また、D事業所は、「申立期間当時の就業規則によると、2か月間の試用期間があり、当該期間は勤続年数に含めない定めになっていた。申立期間のうち、昭和 63 年 3 月は研修期間、同年 4 月及び同年 5 月は試用期間であり、当該期間はA共済に加入させていなかったと考えられる。」と回答している。

さらに、A共済組合が管理する組合員資格新規取得届によると、申立人は、昭和 63 年 6 月 1 日にA共済の組合員資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間におけるA共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として、申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 4 日から 58 年 4 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額を照会したところ、A事業所における申立期間の標準報酬月額は、自分の記憶より低いことが分かったので、申立期間における標準報酬月額を実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、A事業所でB職として勤務した。初任給は 23 万 6,000 円で毎年昇給があったと記憶している。」と主張しているものの、給与明細等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録では、申立人のA事業所における申立期間の標準報酬月額は、複数の同僚と大きな差異はなく、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない上、B職の責任者であったとする者の標準報酬月額は、申立人が初任給と記憶する金額より低いことが確認できる。

さらに、A事業所の元事業主は、「会社は既に解散し、書類を処分したため、申立人の記録を確認できない。」と回答しており、C事業所（A事業所の親会社であったD事業所が名称変更）も、「A事業所の資料を調査したが、給与関係書類は保管されていなかった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2193 (事案 1311 及び 1903 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 16 日から同年 8 月 27 日まで
② 昭和 43 年 8 月 17 日から 46 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 3 月 9 日から同年 5 月 16 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、私が脱退手当金の請求をした事実は無く、年金事務所で脱退手当金裁定請求書を確認したが、私のサインではないので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間③に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 7 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立人は、申立期間③に係る事業所を退職後、昭和 53 年 1 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、脱退手当金を受給した記憶が無いので納得がいかないと、再申立てをしているが、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定何が作成されているなど適正に裁定手続を行っていることが確認でき、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 8 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私が脱退手当金の請求をした事実は無く、年金事務所で脱退手当金裁定請求書を確認したが、私のサインではない。」と主張し、再度申し立てている。

しかしながら、仮に申立人に係る脱退手当金裁定請求書は申立人自身が記載したものでなかったとしても、社会保険事務所（当時）が申立人の脱退手当金に係る裁定請求書であると認識できるものであり、社会保険事務所は裁定請求書の届出に従い、申立人の脱退手当金に係る事務処理を行っていることは、前回の審議において確認されており、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 31 日から同年 12 月 31 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、申立期間は A 事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人の A 事業所における離職日は昭和 54 年 12 月 15 日であることが確認でき、申立期間の一部期間において、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録では、A 事業所は、昭和 54 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、当該事業所の被保険者であった 11 人は、同日に資格を喪失しており、当該原票において、申立人の資格に係る記録が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、上述の原票から、申立人は、昭和 54 年 6 月 1 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本の記録によれば、A 事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主は亡くなっていることから、厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。